



資料No. 1

飯島町自治組織あり方検討委員会 の進め方について

I はじめに

市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地縁による団体）（地方自治法260条の2①）として、いわゆる自治会、町内会等（以下、「自治会等」という）がある。

総務省「地域コミュニティに関する研究会（令和4年（2022年）4月）」によると、全国には約**30**万弱の自治会等が存在しており、区域住民の相互連絡や環境整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている。

核家族化、都市化、サラリーマン化等の進展、地域の連帯意識の希薄化等により、自治会等への加入率の低下が指摘されて久しい。一方で、東日本大震災の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大、本格的な高齢社会の到来等により、改めて地域コミュニティの機能が認識されている。こうした観点から、自治会等への加入について条例で規定する自治体が増えている。

わたしたちが住む飯島町には、**44**の自治会が存在している。しかしながら、人口減少や高齢化による担い手不足、生活スタイルや働き方の変化により、自治会のあり方にも変化が求められている。

（出所）総務省「地域コミュニティに関する研究会報告書（令和4年（2022年）4月）」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chiiki_community/index.html

一般財団法人地方自治研究機構HP

第32次地方制度調査会第24回専門小委員会（令和元年10月4日）参考資料4「公共私連携（地域の共助組織のあり方）について」11頁以下「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果（抄）」

CHECK

自治会とは・・・自治会の法的性質、自治会と法律の関係：

自治会は、法律上の団体ではなく、地域住民の地縁に基づいて形成された任意団体です。地方自治法260条の2で「地縁による団体」として規定されていますが、これは法人格を持つための規定ではなく、あくまでも団体としての性格を規定するものです。

■自治会の法的性質

- ・任意団体：自治会は、法律で設立が義務付けられている団体ではなく、**住民の自由な意思**に基づいて設立される団体です。
- ・権利能力なき社団：法律上は「権利能力なき社団」とみなされることが多く、法人格を持たないため、不動産登記などがない場合があります。
- ・地縁による団体：地方自治法では、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体として規定されています。

■自治会と法律の関係

- ・加入義務：自治会への加入は強制ではなく、**任意**です。法律で加入が義務付けられているわけではありません。
- ・退会自由：自治会からの退会も自由です。**最高裁判例**でも、**退会は一方的な意思表示で可能**であることが認められています。
- ・規約の効力：自治会規約は、法律で定められたものではなく、あくまでも会員間のルールです。話し合いで決められ、**強制力**はありません。

■自治会に関するその他の情報

- ・活動内容：自治会は、地域住民の親睦、環境整備、防災活動など、様々な活動を行っています。
- ・法人格取得：自治会は、一定の条件を満たせば、法人格を取得することも可能です（認可地縁団体制度）。

Ⅱ 全国の地域コミュニティに関する現状と課題

はじめに、地域社会においては地域福祉や防災など、複雑化する課題への対応の必要性は高まっているが、自治会、町内会等の「地縁による団体」（地方自治法第260条の2①）（以下「自治会等」という。）への加入率の低下など、地域のつながりの希薄化への危機感が一層高まるとともに、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動に様々な制約が生じている。他方で、地域活動のうち連絡調整等に係るものを効率化するとともに、新たなサービス提供を可能とする手段としてデジタル技術の活用への期待も高まっている。

1 地域コミュニティに関する現状認識

- ① 地域社会においては、地域福祉・防災等の複雑化する課題への対応の必要性が高まっている。地域福祉分野では、例えば、児童虐待や孤立死といった家庭単位での解決が困難な課題が深刻化しており、行政機関や専門職等による対応のほか、地域社会における関わりの重要性が示唆されている。「児童相談所における児童虐待相談対応件数」（こども家庭庁）は年々増加傾向にあり、令和5年度に225,509件（うち相談経路が近隣・知人であるものは22,112件（9.8%））であるが、10年前（平成25年度）の73,802件※1に比べて約3.1倍となっている。

また、令和3年版高齢社会白書は、孤立死と考えられる事例として、東京都23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数のデータを紹介しており、10年前（平成21年）には2,194人であったのが、令和元年には3,936人と約1.8倍に増加している。※2

※1 こども家庭庁「令和5年度児童相談所における児童虐待相談対応件数」

※2 内閣府「令和3年版高齢社会白書（令和3年6月）」

児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移

○全国233か所の児童相談所における令和5年度の児童虐待相談対応件数は225,509件。

※ 対前年度比+5.0%（10,666件の増加）（令和4年度：対前年度比+3.5%（7,183件の増加））

※ 児童相談所における児童虐待相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数。

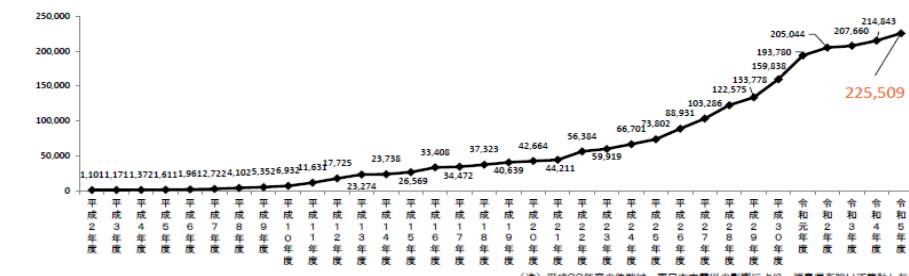
【主な傾向】

・心理的虐待に係る対応件数の増加（令和4年度：128,114件→令和5年度：134,948件（+6,834件））

・警察等からの通告等による児童虐待相談対応件数の増加（令和4年度：112,311件→令和5年度：116,649件（+4,338件））

・令和4年度と比べて児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り

・関係機関の児童虐待防止に対する意識や態度が高まり、関係機関からの通告が増えている。

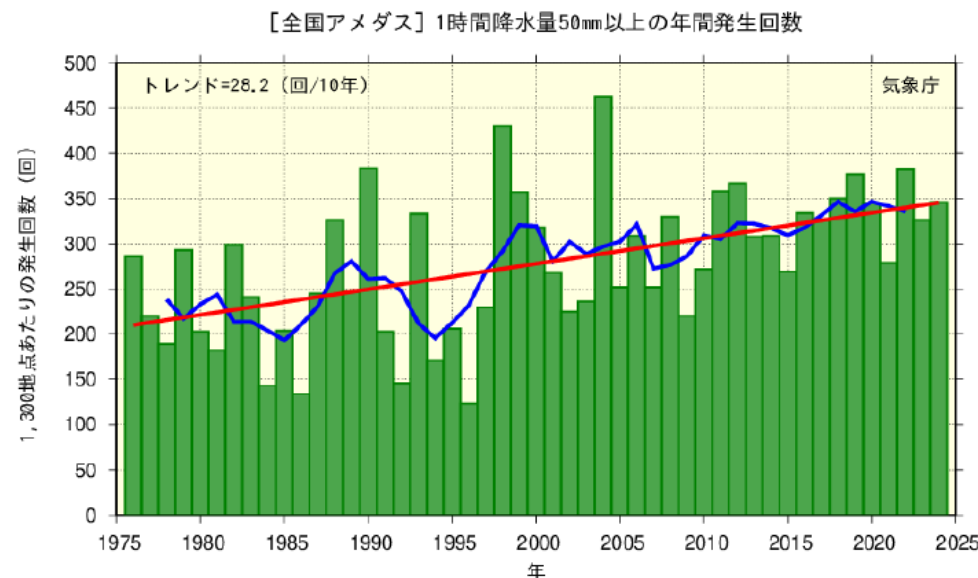


図表4 <東京23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数>



Ⅱ 全国の地域コミュニティに関する現状と課題

- ② また、防災分野においても、災害リスクの高まりが地域社会における対応をより難しくしている。例えば、気象庁の短時間強雨に関するデータによると、全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数が長期的傾向として増加してきており、最近10年間（2015～2024年）の平均年間発生回数（約334回）が、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）の平均年間発生回数（約226回）の約1.5倍になっている。
- ③ こうした地域コミュニティに対するニーズの変化は、自治体側からも認識されている。公益財団法人日本都市センターが2019年に全国の市区を対象に行ったアンケート（815市区中464市区が回答）によると、地域コミュニティの活動のうち、「防災・危機管理（要援護者の避難支援、安否確認等）」、「地域福祉」については、「地域の催事・イベント」、「環境（清掃、美化、ゴミ・資源、環境保全等）」、「行政からの連絡事項の伝達」、「住民相互の連絡」に比べ、コミュニティ活動団体※3の現在の活動分野と回答した市区の割合は低いものの、今後市区が活動を期待すると回答した割合が高かった。



図表6＜地域コミュニティの現状の活動と自治体が今後期待する活動＞

地域コミュニティの活動	現状の活動分野	（自治体が）今後活動を期待する分野
地域の催事・イベント	69.0%	24.1%
環境（清掃、美化、ゴミ・資源、環境保全等）	53.4%	33.8%
行政からの連絡事項の伝達	46.1%	20.7%
住民相互の連絡	44.2%	26.9%
防災・危機管理（要援護者の避難支援、安否確認等）	23.1%	58.6%
地域福祉	14.2%	49.6%
空き家・空き地対策等	1.5%	20.0%

出典：公益財団法人日本都市センター「コミュニティの人材確保と育成～協働を通じた持続可能な地域社会～」の中のアンケート調査を基に作成

※3 同アンケートにおいては、コミュニティ活動を担う中心主体を質問した上で、その活動団体の現状の活動分野と（行政として）今後活動を期待する分野を質問しているが、コミュニティ活動の中心主体（1位と回答したもの）としては、自治会・町内会（80.8%）、協議会型住民自治組織（8.8%）、協議会型住民自治組織と地域運営組織の両方の性格を有するもの（3.4%）等と回答されている。

（出所）総務省「地域コミュニティに関する研究会報告書（令和4年（2022年）4月）」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chiiki_community/index.html
 気象庁「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」
 一部、企画政策課企画係作成資料

Ⅱ 全国の地域コミュニティに関する現状と課題

- ④ 他方で、住民のライフスタイルの変化等により、地域社会におけるつながりの希薄化への危機感は一層高まっている。市区町村アンケートにおいて、平成22年度から令和2年度まで毎年度の自治会等の加入率を世帯単位で把握している600市区町村における自治会等の加入率の平均（単純平均）の推移は、平成22年に78.0%であったのが、令和2年では71.7%となっており、6.3ポイントの低下となっている。600団体のうち、加入率が増加した団体は14団体（2.3%）、減少した団体は530団体（88.3%）、変化なしの団体は56団体（9.4%）となっている※4

図表7 <600 市区町村における自治会等の加入率の平均（単純平均）>

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
加入率（%）	78.0	77.6	77.2	76.5	75.9	75.3	74.7	74.0	73.3	72.4	71.7

総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査」

- ※4 日高構成員提出資料において、自治会等の加入率に関して、日高構成員が平成20年に市区町村を対象に実施した調査（以下「2008年調査」という。）と全国市議会議長会が令和2年度に「自治会・町内会の縮小、解散問題に関する特別委員会」において市区を対象に行った調査（以下「2020年調査」という。）を用いて、両調査ともに回答している団体のうち450市区の自治会等の加入率の比較が行われており、個別市区町村間の差異も大きい。12年間で平均8%前後の低下傾向にあるとし、そのうち加入率が低下した市区が全体の約88%であるが、加入率が変化しなかった増加した市区が約12%あるとしている。市区町村アンケートよりやや長い期間の比較になるが、加入率の低下傾向と増減の分布状況は同様である。

- ⑤ 内閣府が市区町村を対象に行ったアンケート※5（回答市区町村：1,157団体）（以下「内閣府アンケート」という。）によれば、自治会の現在の課題として、「役員・運営の担い手不足」（86.1%）、「役員の高齢化」（82.8%）、「近所付き合いの希薄化」（59.2%）、「加入率の低下」（53.3%）を挙げた市区町村が多い。また、複数の自治体による自治会を対象に行ったアンケート調査※6によれば、地域活動への参加が難しくなっている主な要因の一つとして、時間が取れないことが挙げられている。他方で、住民の立場からは、自治会等の活動や運営方法が今の時代に必ずしもマッチしておらず、魅力的な活動として捉えられていないことも要因の一つという指摘がある。

図表8 <自治会の現在の課題>

自治会の現在の課題	団体数	割合
全体	1,142	—
役員・運営の担い手不足	984	86.1%
役員の高齢化	946	82.8%
近所付き合いの希薄化	676	59.2%
加入率の低下	608	53.3%
行政からの依頼事項が多い	414	36.2%

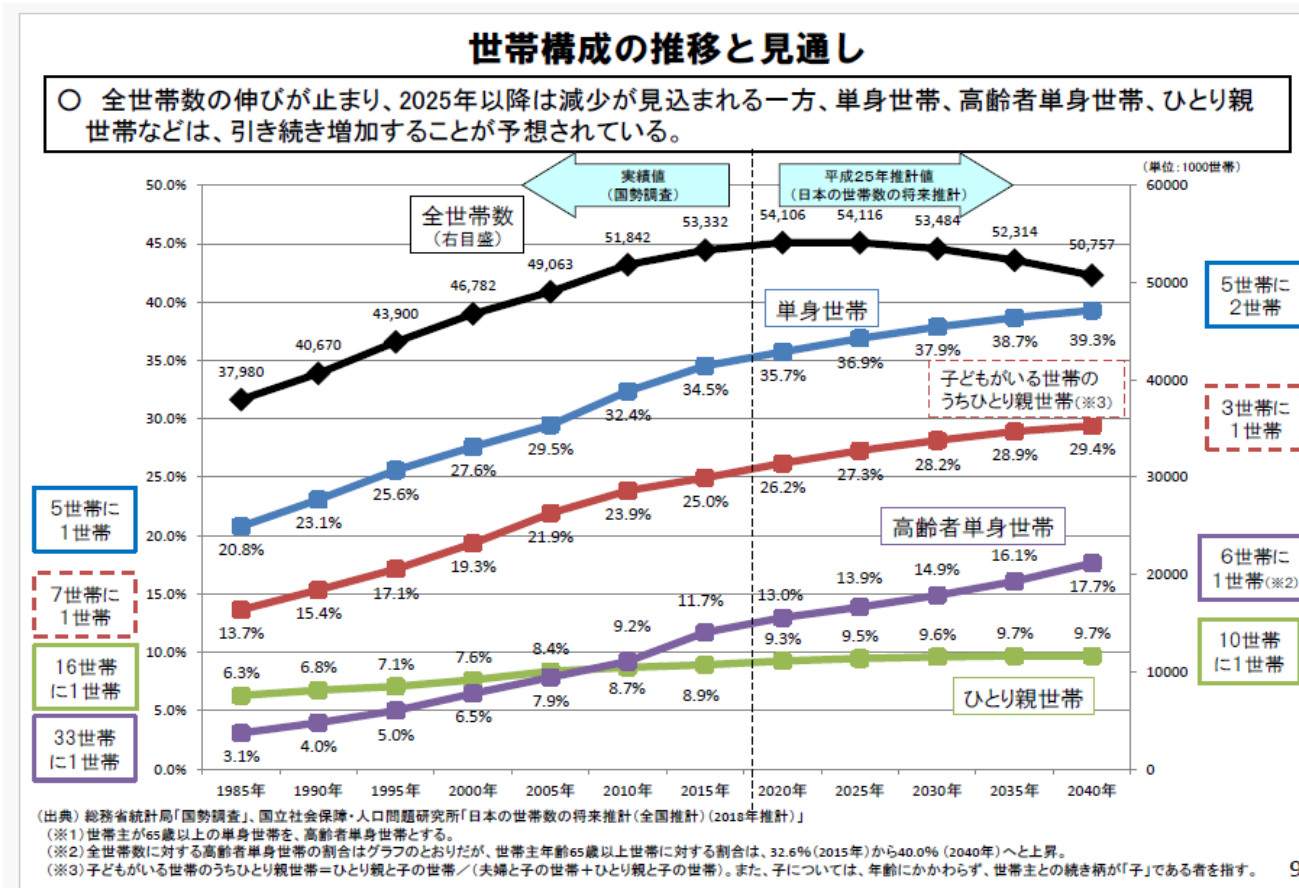
出典：内閣府男女共同参画局「持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進について（平成29年3月）」の報告書の中のアンケート調査から作成

※5 内閣府男女共同参画局「持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進について（平成29年3月）」

※6 横浜市「令和2年度横浜市自治会町内会・地区町内会アンケート調査報告書」において、加入をしない（断られる）理由として聞き及んでいる項目に対して「ほとんど家にいない、活動に参加できないから」との回答が39.8%（第2位）、広島市「広島市町内会・自治会等実態調査報告書（令和3年5月）」において、町内会活動に参加する人が減少していると思われる理由に対して「参加時間が取れない住民が増えているため」との回答（当該選択肢を理由の1位、2位又は3位と回答した団体の比率の合計）が52.1%（第2位）となっている。

Ⅱ 全国の地域コミュニティに関する現状と課題

- ⑥ 自治会等において加入率の低下や担い手不足といった課題を生じさせている原因は複合的※7であり、地域ごとに状況は異なると考えられるが、我が国の社会全体の変化による共通的な要因の一つとして、単身世帯や女性・高齢者雇用の増加など、ライフスタイルの変化が、地域コミュニティに関わる機会や時間の減少に影響している可能性がある。単身世帯の全世帯に占める割合と世帯主が65歳以上の高齢者単身世帯の割合は、1985年にはそれぞれ20.8%と3.1%であったのが、2015年には34.5%と11.7%、2040年には39.3%と17.7%にまで増加の見込みとなっている※8。



※7 水津構成員提出資料によれば、担い手不足の主たる要因としては、役員の高齢化・固定化、定年延長、役の負担、行政からの委託等の負担、自治会以外の団体の負担が挙げられ、加入率低下の主たる要因としては、未加入者の増加(新興住宅地、集合住宅の未加入問題)、退会者の増加(高齢による役や会費の負担を理由に)が挙げられている。

※8 総務省統計局「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(出所) 総務省「地域コミュニティに関する研究会報告書(令和4年(2022年)4月)」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chiiki_community/index.html
一部、企画政策課企画係作成資料

Ⅱ 全国の地域コミュニティに関する現状と課題

- ⑦ 生産年齢人口（15～64歳）の就業率は、近年男女とも上昇しているが、平成17年から令和5年までの18年間で、男性の就業率は80.4%から84.3%の3.9ポイント増であったのに対し、女性の就業率は58.1%から73.3%の15.2ポイント増となっている※9。

高齢者の就業率も上昇しており、平成26年から令和6年までの10年間で、65～69歳の就業率は41.3%から54.9%に、70～74歳の就業率は24.4%から35.6%に上昇している※10。

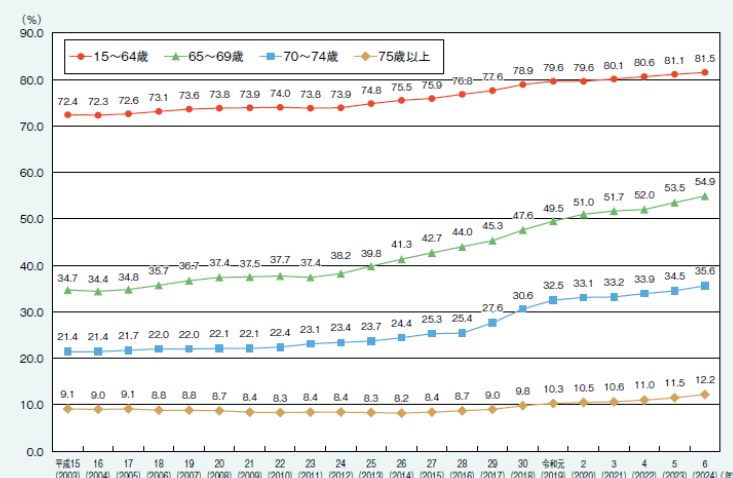
2-1図 女性就業率の推移

○就業率は、近年男女ともに上昇傾向。令和5（2023）年は、15～64歳の女性は73.3%、25～44歳の女性は80.8%、15～64歳の男性は84.3%。



（備考）1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。なお、労働力調査では令和4（2022）年1月分結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を令和2（2020）年国勢調査結果を基準とする推計人口に切り替えた。当グラフでは、令和3（2021）年以前の数値について新基準切替え以前の既公表値を使用している。
2. 平成23（2011）年の就業率は、総務省が補完的に推計した値。

図1-2-1-2 労働力人口比率の推移



資料：総務省「労働力調査」
（注1）年平均の値
（注2）「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。
「労働力人口比率」とは、15歳以上人口に占める「労働力人口」の割合。
（注3）平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、15～64歳及び65～69歳については補完的に推計した値を、70～74歳及び75歳以上については、3県を除いた値を用いている。

- ⑧ このように、自治会等やその他の地域コミュニティの活動主体が直面する課題・ニーズが変化し、中には深刻化しながら、そうした課題・ニーズに対応していく地域社会の側は、少なくとも自治会等においては、加入者の減少や活動の担い手の不足により、対応能力の減退が懸念されている。

内閣府アンケートによれば、市区町村が自治会等のために今後取り組むべきことのうち最も多かった回答が「行政からの依頼事項の見直し（役員等の負担軽減）」であったが、そうした認識は、市区町村が自治会等から把握している切実な声を反映したものと考えられるとともに、地域社会が抱える課題・ニーズの大きさと自治会等の対応能力の間のギャップを表していると捉えることも可能である。

※9 内閣府「令和6年版男女共同参画白書（令和6年6月）」

※10 内閣府「令和7年版高齢社会白書（令和7年6月）」

（出所）総務省「地域コミュニティに関する研究会報告書（令和4年（2022年）4月）」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chiiki_community/index.html
一部、企画政策課企画係作成資料

Ⅲ 飯島町の現状

自治会の加入率低下、役員や運営の担い手不足は全国的な課題となっている。

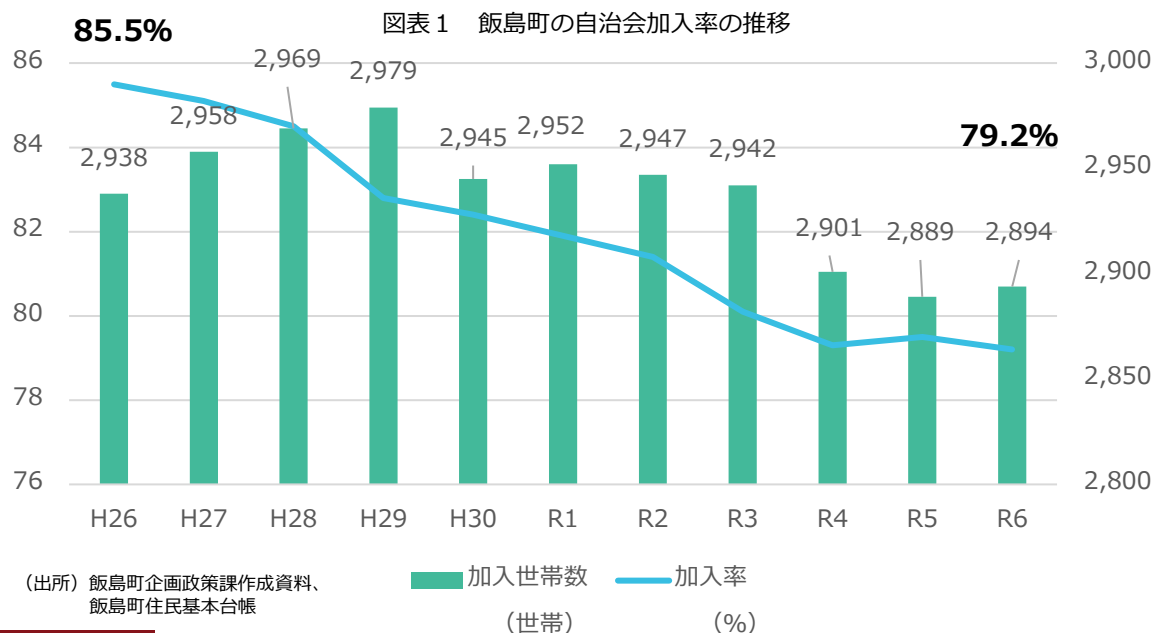
自治会改革の必要性は、令和4年（2022年）4月の総務省「地域コミュニティに関する研究会」の提言において、自治会等の活動の持続可能性を向上させるには自治会の自己改革のみならず、市区町村として加入促進の取組みや自治会等の負担軽減のための行政協力業務の部局横断的な見直しが必要と指摘されている。

1 自治会加入率

飯島町の自治会加入率は、平成26年(2014年)には85.0%を超えていたが、令和4年(2022年)には79.0%に低下し、8年で約6%超の減少となっている。この間、飯島町の総世帯数は3,437世帯から3,656世帯へ219世帯(6.4%)増加しているが、加入世帯数は2,938世帯から2,901世帯へ減少している。

世帯数の増加に関しては、転出超過の飯島町では世帯分離の要因が大きいと考えられる。これを考慮し、親と子を一つの世帯と見立てると実際の加入率は8割近いとする見方もあるが、現下の役員や活動の担い手不足を見れば、子や孫世代に自治会に加入しているとの認識、親世代がいなくなった時に継続して加入し、役を担う意思があることと同義として楽観論に捉えることはできない。

むしろここから予見されることは、この親世代に支えられた今の自治会という制度が将来、子世代に移行する際、衰退に向かうリスクを抱えていることを認識しておく必要がある。



CHECK

地域コミュニティとは

地域コミュニティ※において自治会等は実態上中心的存在であると考えられるが、まず、その法的性格を確認しておく。関連する制度としては、平成3年の地方自治法改正により設けられた認可地縁団体制度がある。これは、自治会等が地域的な共同活動のために不動産又は不動産に関する権利等を保有するために、市町村長の認可により法人格を付与する制度であったが、令和3年の改正により、不動産等の保有又は保有の予定の有無にかかわらず、法人格の取得が可能な制度となった。認可地縁団体は、一定の区域の住民により任意に設立され、「正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない」（地方自治法第260条の2⑦）ものの、住民は加入、脱退を任意に行うことができる私法人であり、「公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない」（同法260の2⑥）ものとされている。つまり、戦前・戦中に市町村の下部組織として制度化された町内会等（昭和15年の「部落会町内会等整備要領」、昭和18年の市制・町村制改正によるもの）とは、基本的に性格が異なる制度である。他方、認可地縁団体以外の自治会等は、いわゆる権利能力なき社団と解されているが、国の法制度上の枠組みは存在しない。

※総務省の「コミュニティ研究会」第1回研究会（平成19年2月7日）参考資料では、「コミュニティ」を「（生活地域、特定の目標、特定の趣味など）何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団（人々や団体）」とし、この中で、「共通の生活地域（通学地域、勤務地域を含む）の集団によるコミュニティ」を特に「地域コミュニティ」としている。

(出所) 総務省「地域コミュニティに関する研究会報告書（令和4年（2022年）4月）」

Ⅲ 飯島町の現状

令和3年6月に町地域創造課が行った「自治会未加入世帯を対象（外国人、民間アパート住人を除く）としたアンケート調査」では、調査対象数365世帯、回答数96世帯、回答率は26.3%に留まった。

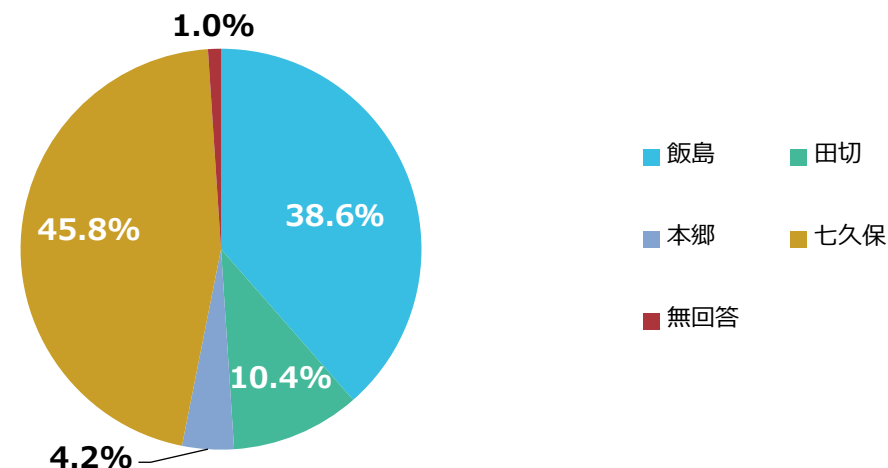
地区	調査対象数(世帯) (A)	回答数(世帯) (B)	回答率 (%) (B/A×100)
飯島	142	37	26.1
田切	55	10	18.2
本郷	23	4	17.4
七久保	145	44	30.3
無回答	—	1	—
合計	365	96	26.3

自治会未加入の理由については、「その他の理由により加入していない」（37.7%）の割合が最も高く、次に「地域の作業への出役や役員が回ってくるから」（19.8%）、「地域、隣近所に関係なく、のんびりと生活したいから」（19.2%）、「加入金が高いから」（13.8%）が続く。

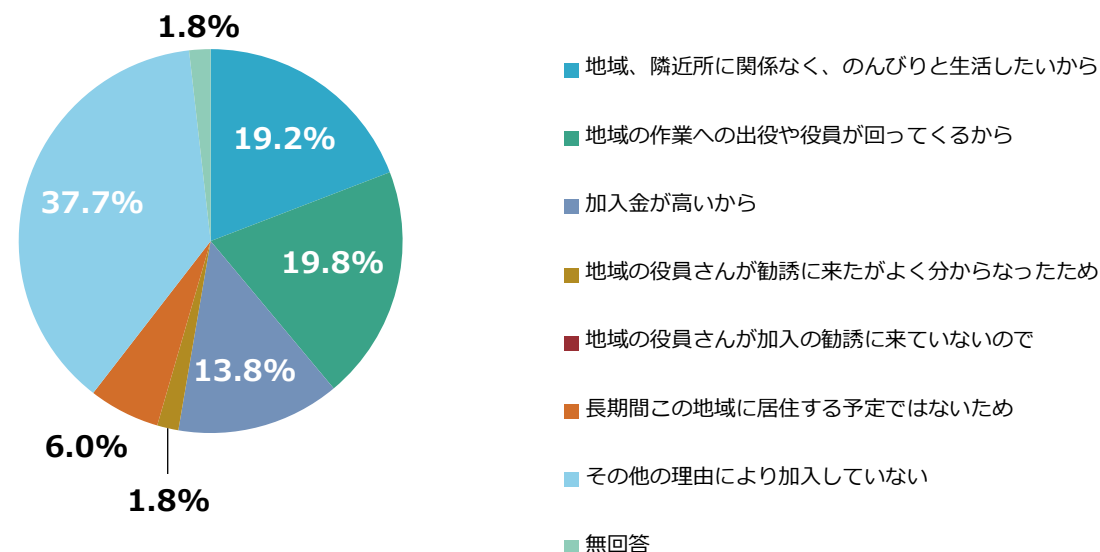
■「その他の理由により加入していない」主なご意見

- ①昔から決まっていたとの一点張りです。今の時代にあわない事を続けていて、意見を言っても聞き入れず、出来ないことを押しつけてくるためうんざりした。
- ②高齢の為、つきあいが出来ない。迷惑をかけながら対応はどこかで考えて、まとめて行く道をつくるべき？現自治会役員の方は1人世帯高齢者への声かけ活動をしていないと思う。
- ③体力的に活動は無理。母の「介護」しながら役員はできない。自治会の用事がとても多すぎます。
- ④初めは加入していましたが、その考え方が古すぎて、年配の方々が威圧的な言葉や態度で、物事をすすめるようとする考え方がわからないし役員のおしつけもすごいので、やめました。飲み会ばかりで、飲まない私には会費の意味が分かりません。

図表2 回答者の居住地区



図表3 自治会未加入の理由(複数回答)



Ⅲ 飯島町の現状

今後の自治会加入については、「加入する予定はない」(53.1%)の割合が最も高く、次に「加入する・しないのどちらともいえない」(21.9%)、「加入する予定」(9.4%)が続く。

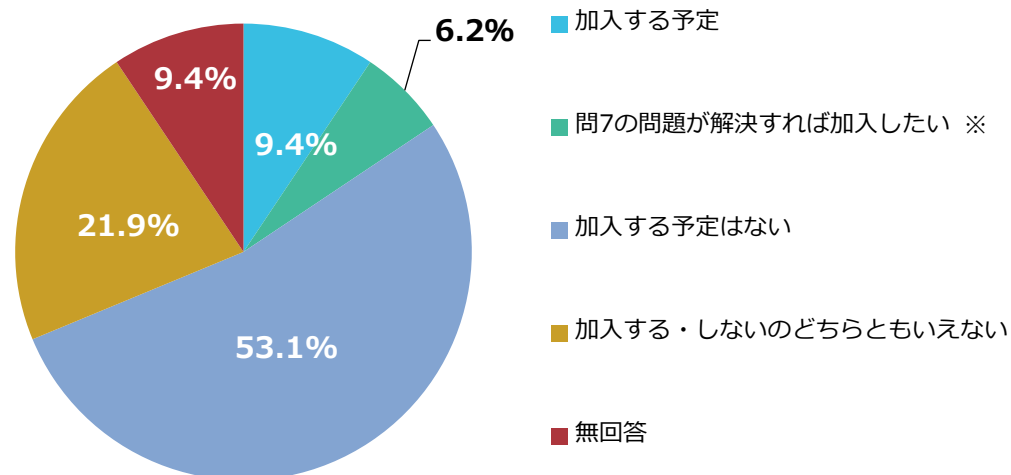
自治会加入の可能性	地区別回答数（世帯）				
	飯島	田切	本郷	七久保	地区未回答
加入する予定	4	1	0	4	0
問7の問題がなければ加入したい	3	0	0	3	0
加入する予定はない	17	5	2	27	0
加入する・しないのどちらともいえない	10	3	2	6	0
無回答	3	1	0	4	1
総計	37	10	4	44	1

※「問7の問題が解決すれば加入したい」とは、「自治会に未加入の理由」のこと

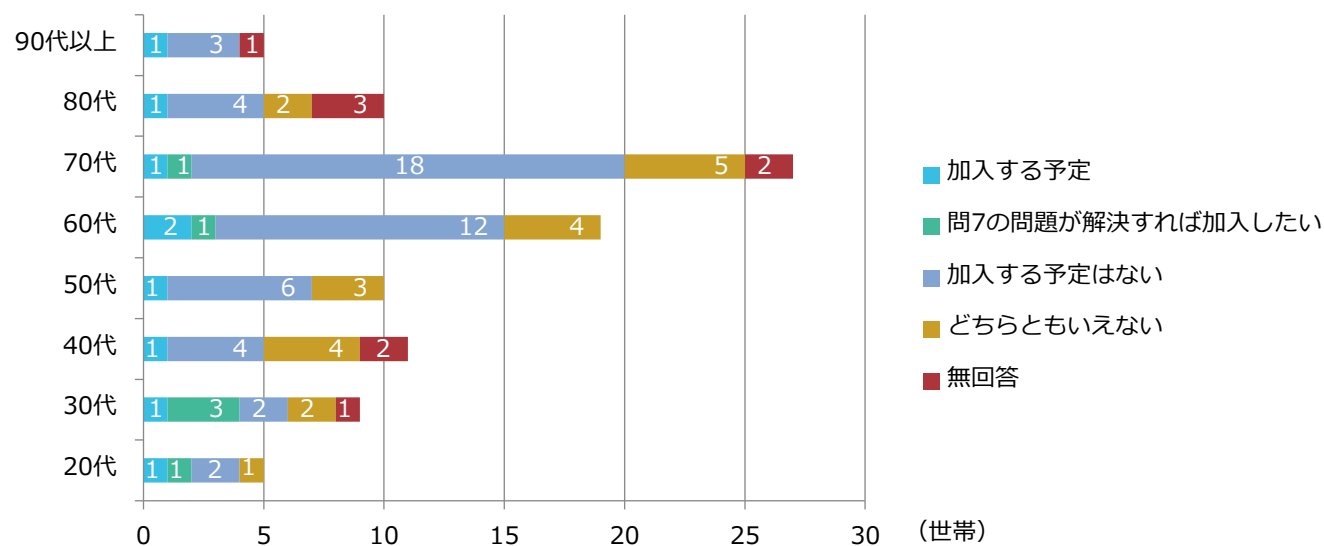
年代別自治会加入の可能性については、60代が2世帯、20代から各世代1世帯となっている。

なお、60代以上の年代で「加入する予定はない」と回答した世帯のなかには、一度は自治会に加入していたが辞めた方が多いと推察する。

図表4 今後の自治会加入について



図表5 年代別自治会加入の可能性



Ⅲ 飯島町の現状

2 自治会の現状

令和6年5月に町地域創造課が行った「自治組織に関する情報収集（自治組織運営の実態把握）」では、調査対象数**43**自治会（NTKセラミック団地除く。）、回答数**34**自治会、回答率は**79.1**%に留まった。

未加入世帯についてはその有無より率が問題だが、それよりもこの「未回答数」の多さにこそ、飯島町が抱える問題の深刻さが現れているように見える。

区 分	あり（整備済）	なし（未整備）	未提出	計
規 約	29	5	9	43
総会資料	31	3	9	43

（1）役職

区分	内容
組織運営	自治会長・副自治会長・会計係・組長
町からの要請	厚生組合長（ゴミ関係）
区からの要請 ※1	区会議員（理事）・自警団※2
公民館からの要請 ※1	社会部・体育部・女性部
その他	農家組合長・農事組合長・安協等
地縁組織	神社総代・氏子総代等

※1 区や公民館からの要請による役職の名称は、各地区により異なります。

※2 自警団は、飯島区内自治会のみ組織となります。

《役職の現状》

- ① すべての自治会で、自治会長・副自治会長・会計係が設置されています。
- ② 約18%の自治会は、副自治会長が会計係を兼務しています。
- ③ 約57%の自治会において、規約に組長（隣組長）の定めがありませんでした。
- ④ 行政（民生児童委員や消防関係）や他団体からの要請による役職について、規約に定めていない自治会が多数ありました。

Ⅲ 飯島町の現状

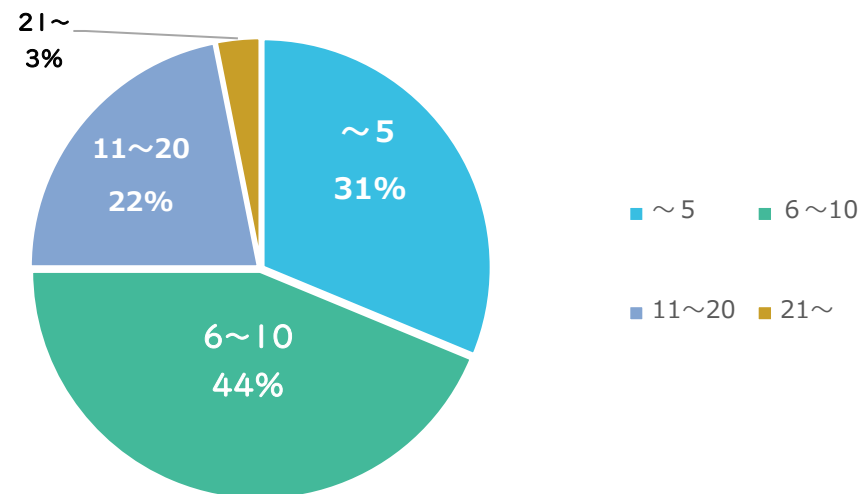
（２）役職数

約40%の自治会において、役員数のうち半分以上を「外部からの要請により選出した役員」が占めている現状を確認

※自治会によっては、組織運営に直接かわる役員以外を「その他必要に応じ定める」としているため、集計数はあくまで規約から読み取れる役職の数となります。

※57%の自治会は、規約に組長（隣組長）についての定めがないため、組長（隣組長）に該当する役職は除外しています。

図表 6 自治会内役職数の状況 n=34

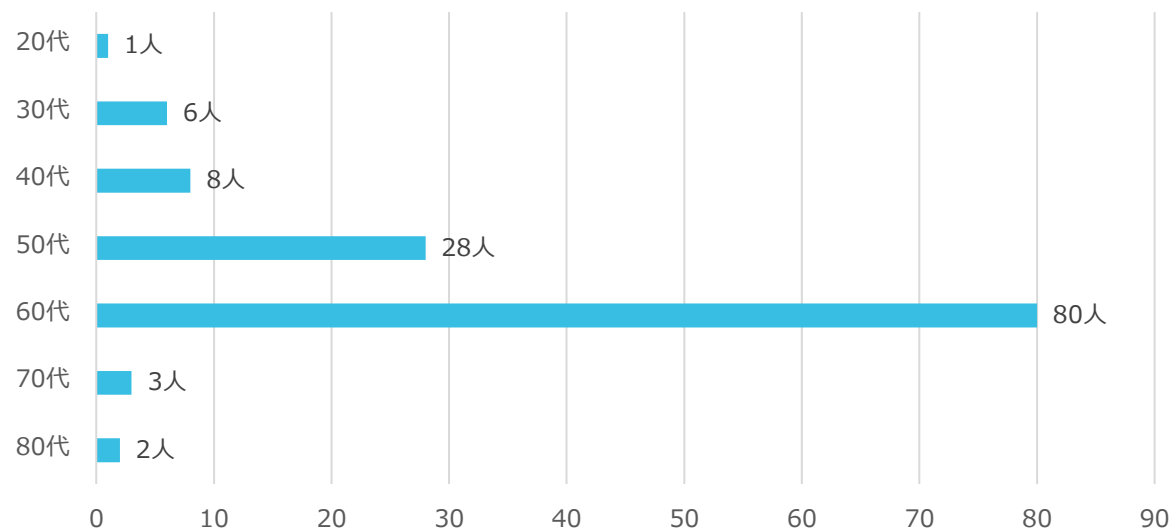


（３）年代別役員数

60代（62.5%）の割合が最も高く、次に50代（21.9%）が続く。

また、男性の割合が92.97%、女性の割合が7.03%、ほぼ男性が占めている現状を確認

図表 7 令和7年度自治会役員（会長、副会長、厚生組合長、会計係）年代別



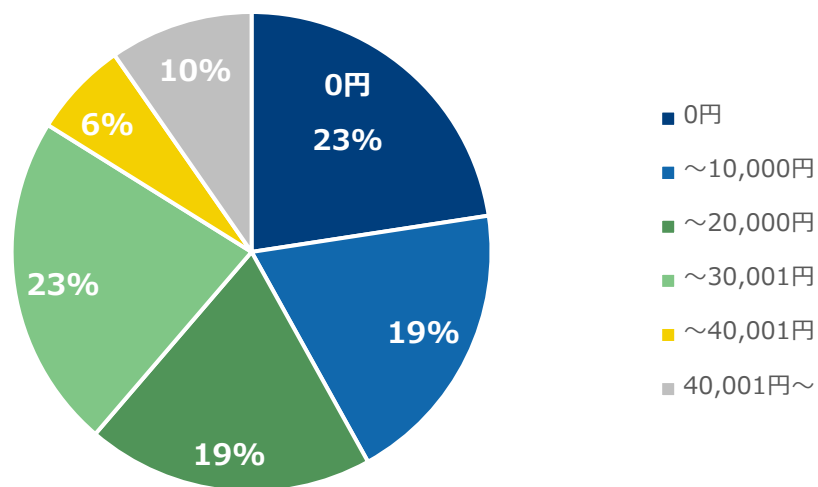
Ⅲ 飯島町の現状

(4) 自治会加入等に係る金額

① 自治会加入金（1回）

- ・ 23%の自治会が加入金なし（7自治会）
- ・ 永年加入と一時的な加入で区別し、金額に差を設けている自治会（1自治会）

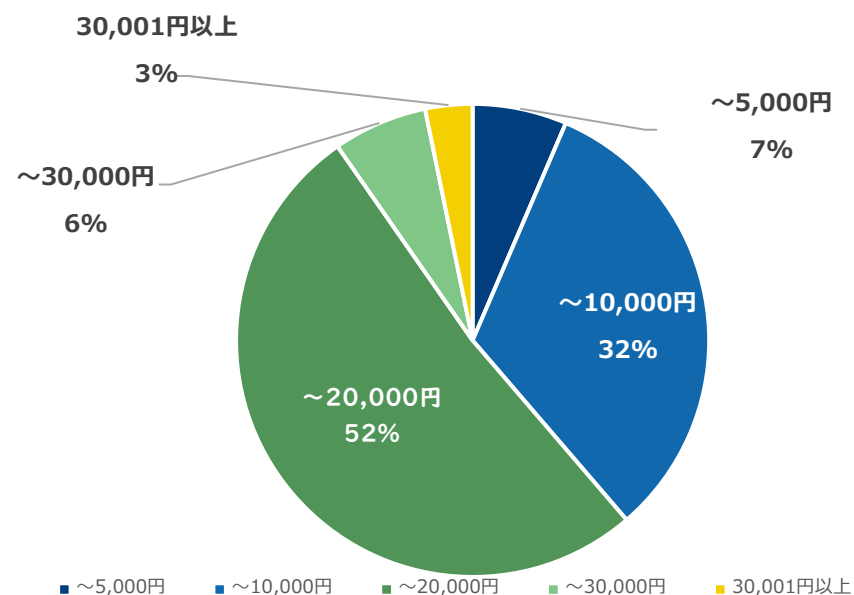
図表7 自治会加入金の状況 n=34



② 自治会費（毎年）

- ・ 要請による外部団体への役職就任がないにもかかわらず、当該外部団体へ支出するための集金を行っている自治会がある。（例：安協年会費）

図表8 自治会費の状況 n=34



※自治会費は年額換算で集計しています。

※自治会費として、自治会費の他、積立金や特別会計分、外部団体の負担金を足し上げた総額にて集計を行いました。

※区費及び公民館費は除外しています。

Ⅲ 飯島町の現状

(参考) 37 自治会の「加入金」・「自治会費」徴収状況

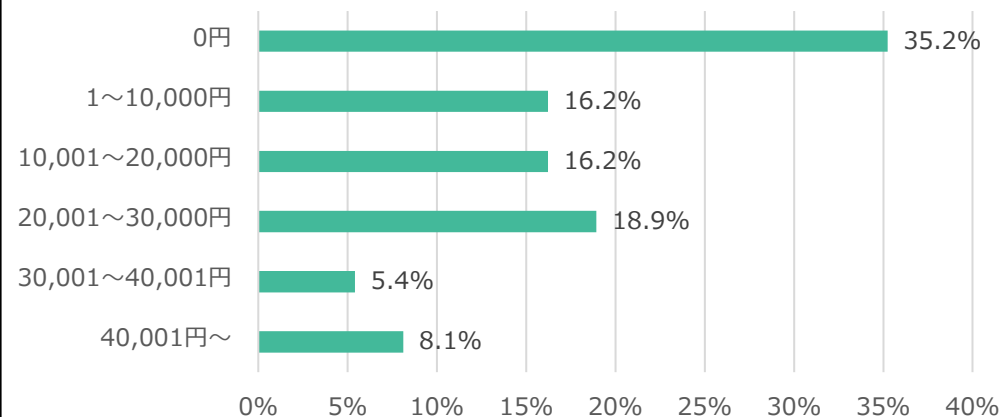
企画政策課企画係作成資料

- ・ 加入金は「なし」の割合が35.2%で最も高い。
- ・ 自治会費は「10,001～15,000円」の割合が35.2%で最も高い。

加入金	0円	1～10,000円	10,001～20,000円	20,001～30,000円	30,001～40,001円	40,001円以上
自治会数	13	6	6	7	2	3
割合	35.2%	16.2%	16.2%	18.9%	5.4%	8.1%

※37自治会

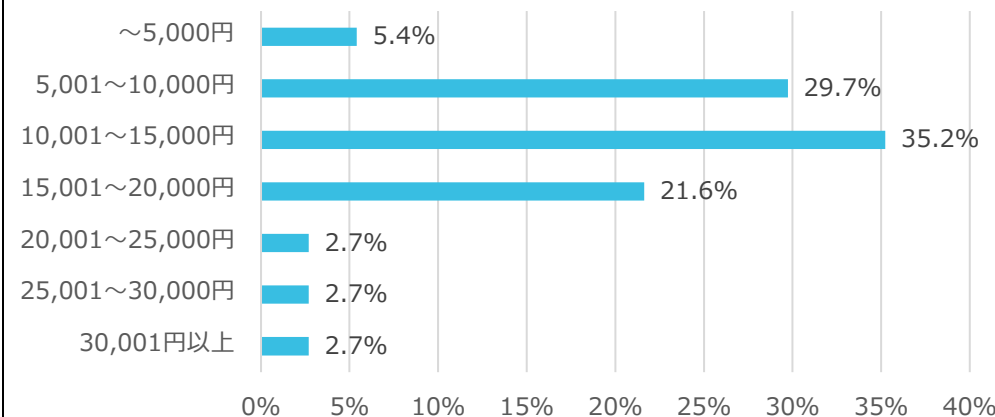
加入金



自治会費	～5,000円	5,001～10,000円	10,001～15,000円	15,001～20,000円	20,001～25,000円	25,001～30,000円	30,001円以上
自治会数	2	11	13	8	1	1	1
割合	5.4%	29.7%	35.2%	21.6%	2.7%	2.7%	2.7%

※37自治会

自治会費



③ その他

- ・ 約54%の自治会で区費や公民費を徴収
- ・ また、水利費、神社費、祭典費、消防設備費、安協支部会費等を徴収

④ 減免

約25%の自治会では、相当程度の理由が役員会等で認められた場合、自治会費等徴収について減免できる旨、規約等資料から確認（8自治会）

■対象となる例

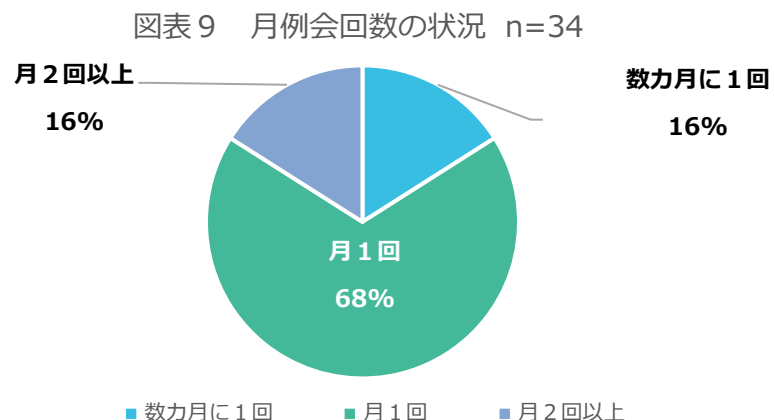
- ・ 一定年齢以上の高齢者や障がい者のみの世帯
- ・ 民生委員や組長からの報告・申し出があった者
- ・ 太陽光発電事業者
- ・ アパートの所有者
- ・ 自治会加入後の一定期間

Ⅲ 飯島町の現状

(5) 自治会の活動

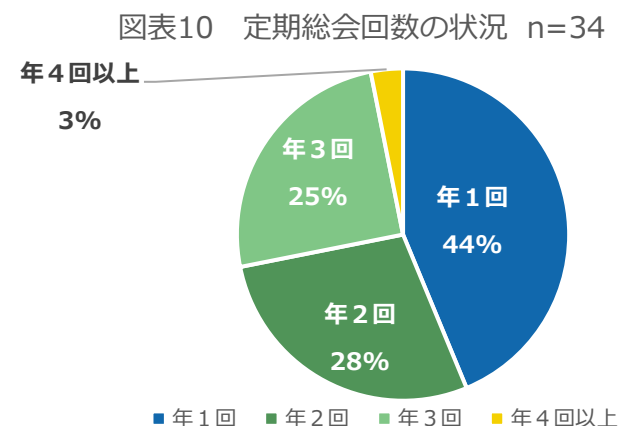
① 月例会の回数

月1回（68.0%）の割合が最も高く、次に月2回以上（16.0%）、数力月に1回（16.0%）を確認



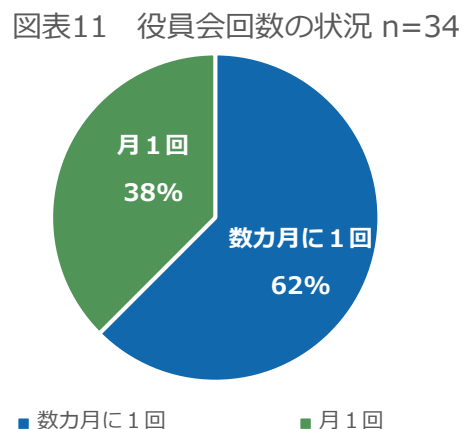
② 定期総会の回数

年1回（44.0%）の割合が最も高く、次に年2回（28.0%）、年3回（25.0%）と続く。



③ 役員会の回数

数力月に1回（62.0%）の割合が最も高く、次に月1回（38.0%）を確認



Ⅲ 飯島町の現状

④ 環境整備

- ・ **31**自治会が、河川清掃（井ざらい）を年1回から4回程度の実施を確認
- ・ **29**自治会が、除草作業を年1回から4回程度の実施を確認
- ・ **20**自治会が、除雪作業を状況により（12月から3月）実施を確認（また、自治会予算（除雪費）の範囲内で業者等に依頼し除雪を実施）
- ・ **6**自治会が、相当程度の理由が役員会等で認められた場合、作業の減免措置や出不足金の徴収を行わないことを確認
 （例）○一定年齢以上の高齢者や障がい者のみの世帯
 ○介護認定を受けている者
 ○作業に従事できる健康状態にない者
 ○民生委員や組長からの報告・申し出があった者

⑤ ゴミ集積所の管理

- ・ **8**自治会が、ごみ集積所の管理や未回収ごみの対応、さらに不法投棄の見回りの実施を確認
 ※規約等からの確認数値であることから、実際はほとんどの自治会で取組まれていることが想定される。

⑥ 祭典・その他

- ・ **30**自治会が、神社等の行事に協力を確認
 - ・ 地区の神社については、該当地区の自治会が持ち回りもしくは共同で祭典の実施を確認
 - ・ 自治会単位に帰属する神社等は、自治会単位で祭典の実施を確認
 - ・ お祭（納涼会、夏祭り等）や敬老会、どんど焼き（かさんぼこ）、スポーツ大会、文化祭、季節のイベント（お花見や門松づくり等）の実施を確認
- ※区や公民館の行事を含みます。（敬老会、スポーツ大会、文化祭）

Ⅲ 飯島町の現状

(6) 未加入者について

- ・ **13**自治会が、未加入者や事業所から、『自治会協力金（協力費）』や『未加入者環境整備費』として徴収していることを確認
- ・ 自治会加入金について、
4自治会が、1回に限り徴収することを確認（**4**自治会のうち**2**自治会では、加入金より高い金額を徴収）
 ※【4自治会】F・J・K・M【2自治会】K・M
- ・ 自治会費について、
9自治会が、毎年徴収することを確認（**9**自治会のうち**5**自治会では、加入金より高い金額を徴収）
 ※【5自治会】C・D・H・I・L

◆自治会未加入者および加入者徴収金額

No.	自治会名	自治会加入金		自治会費	
		加入者	未加入者	加入者	未加入者
1	A	30,000円	10,000円	30,000円	30,000円
2	B	30,000円	0円	18,000円	12,000円
3	C	50,000円	10,000円	10,000円	33,600円
4	D	30,000円	0円	10,000円	12,000円
5	E	50,000円	0円	9,600円	7,000円
6	F	40,000円	15,000円	5,000円	0円
7	G	0円	0円	20,000円	15,000円
8	H	10,000円	0円	6,000円	12,000円
9	I	10,000円	0円	13,200円	24,000円
10	J	21,600円	12,000円	12,000円	0円
11	K	15,000円	20,000円	6,000円	0円
12	L	20,000円	0円	12,000円	18,000円
13	M	0円	12,000円	4,000円	0円

Ⅲ 飯島町の現状

(7) 課題の整理

Issue

役員等の負担の課題

- … 業務内容のスリム化
- … 役員等の負担軽減を図る取組み、施策

担い手不足、高齢化、近所付き合いの希薄化の課題

- … 女性や若い世代の登用が進まない理由
- … 女性や若い世代等幅広い層の登用を推進する取組み、施策

ライフスタイルの変化の課題

- … 改革が進まない理由
- … 今後、自治会で改革を進めるために必要な取組み

Solution

高齢化や人口減少、ライフスタイルの変化により、自治会はさまざまな課題を抱えていることが考えられる

Ⅳ 飯島町自治組織あり方検討委員会設置要綱について

(1) 協議事項について（第2条）

自治会が抱える課題を把握し、自治会を維持し、及び存続していくために必要な事項について、調査及び検討を行います。

⇒ 自治会や町に対して提言を行う。

CHECK

飯島町自治組織あり方検討委員会設置要綱 第2条（協議事項）

委員会は、自治会が抱える課題を把握し、自治会を維持し、及び存続していくために必要な事項について、調査及び検討を行う。

(2) 委員の任期について（第4条第2項）

委員の任期は、本日●年●月●日から自治会や町に対して提言が終了するまで、概ね2年を予定しています。

CHECK

飯島町自治組織あり方検討委員会設置要綱 第4条第2項（委員）

委員の任期は、委嘱を受けた日から委員会を解散する日までの期間とする。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

(3) 委員長、副委員長について（第5条）

委員長は、会務を総理する役割、司会者になります。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故または欠けたときに、その職務を代理します。

CHECK

飯島町自治組織あり方検討委員会設置要綱 第5条（委員長及び副委員長）

委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

Ⅳ 飯島町自治組織あり方検討委員会の運営について

飯島町自治組織あり方検討委員会は、設置要綱の規定により開催するほか、運営については、次のとおりとします。

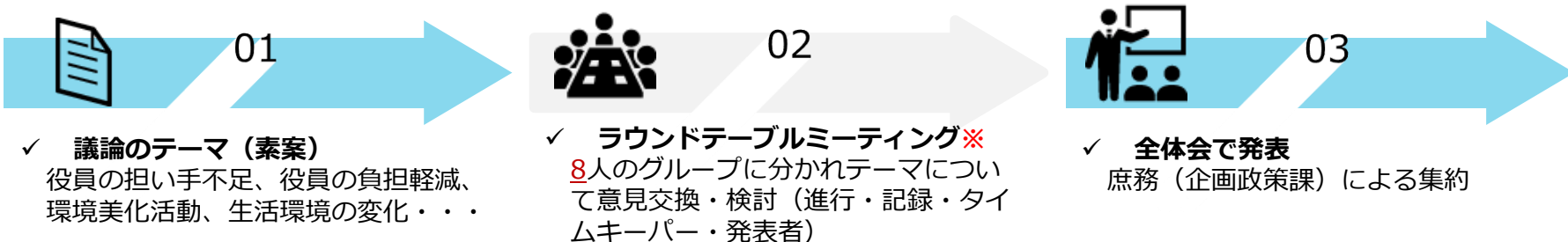
(1) 運営の原則

- ✓ 各委員の意見、提言を尊重します。
- ✓ 意見等が多岐にわたる場合は、列記して集約（まとめ）を行います。
- ✓ 意見・提言の集約に当たっては、実現可能な提言を目指します。
- ✓ 委員会の運営に当たり、新たなルールが必要になった場合は、委員が協議し定めます。

(2) 会議情報の公開

- ✓ 会議は、全て公開を原則とします。
(会議開催のプレスリリースを行いますので、報道機関が取材に入ることがあります。)

(3) 議論の進め方



※ラウンドテーブルミーティングとは、参加者が円卓を囲み、立場の違いを気にせず自由に意見交換を行う会議形式のことです。

CHECK

飯島町自治組織あり方検討委員会設置要綱 第6条(会議)

委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

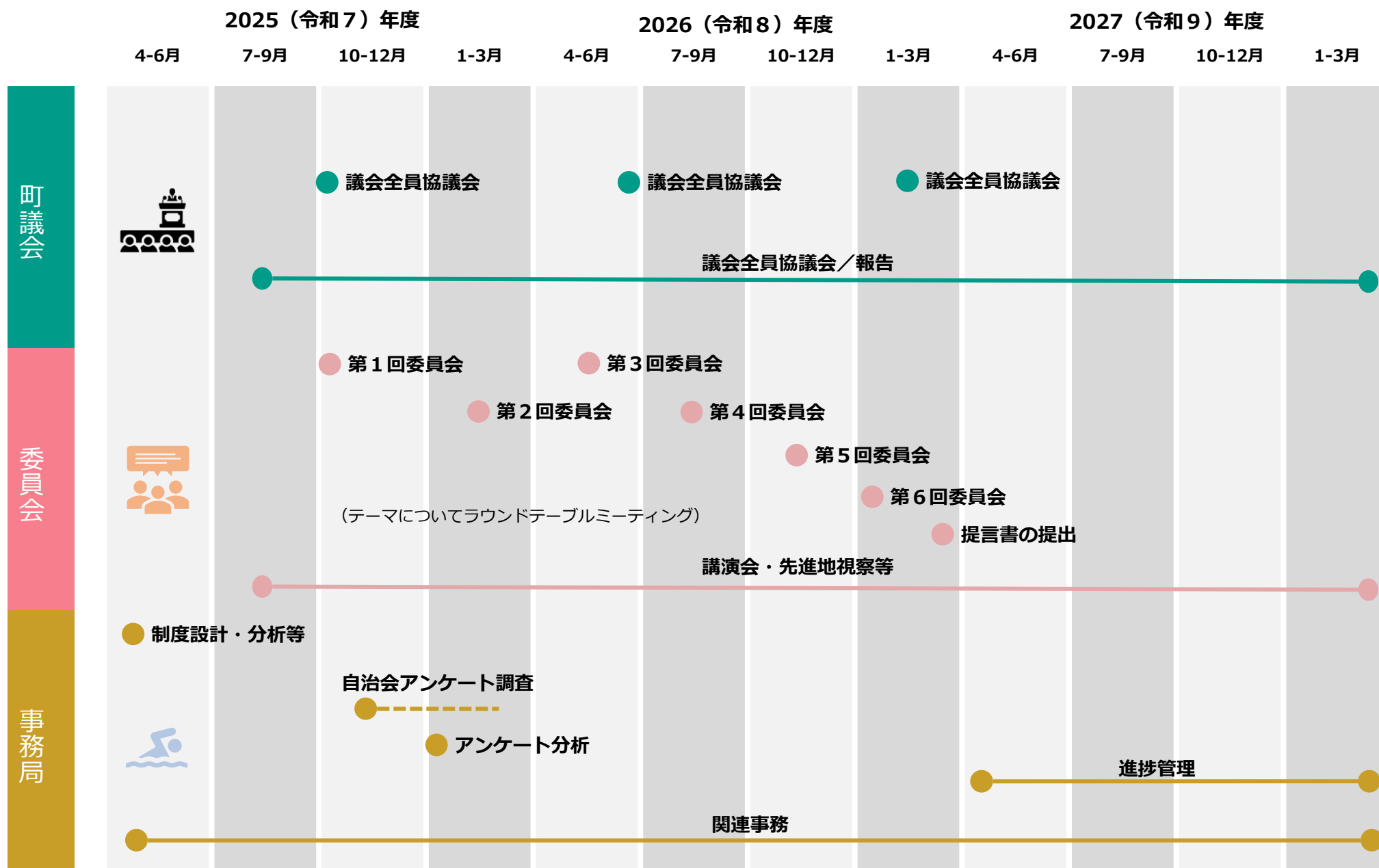
V アンケート等の分析結果から導かれた課題の整理（イメージ）

飯島町自治会アンケート（案）の調査結果を踏まえ「見直しの視点」「見直しの方向性」を整理

	見直しの視点	見直しの方向性（例示）	提言書
組織の運営	- 業務内容のスリム化 - 役員等の負担軽減を図る取組み、施策		
	運営の効率化（役員等の負担軽減を図る業務内容のスリム化）		
組織活動	- 女性や若い世代の登用が進まない理由 - 女性や若い世代等幅広い層の登用を推進する取組み、施策		
	活動の魅力アップ（役員等への女性や若い世代等幅広い層の登用）		
組織と他団体との関係	- 改革が進まない理由 - 今後、自治会で改革を進めるために必要な取組み		
	運営の簡素化（自治会活性化に向けた運営や活動の見直し）		

円滑な自治会運営による地域の活性化

Ⅵ 全体のスケジュール



※ 図中、会議の頻度、時期については目安です。進捗状況により変更することがあります。

Ⅶ 飯島町自治会アンケート（案）

Q 1 : なぜアンケートをおこなうのですか？

高齢化や人口減少、ライフスタイルの変化により、自治会はさまざまな課題を抱えるようになりました。アンケートにより地域活動の現状と課題を明らかにし、町内の優れた取組も把握して共有することで、地域の課題解決の糸口としていただきます。行政や関係機関による適切な支援の検討も実施します。

Q 2 : アンケート結果はどうするのですか？

みなさんの回答をもとに、結果を分析して冊子にし、町内全ての自治会等へ配布を行い、多くの町民とともに自治会活動の現状や優良事例を共有し、よりよい地域づくりへと役立てていきます。また、アンケート結果等を踏まえ、提言書を作成し、自治会等へ提出します。

実施方法

- 目 的 : 地域活動の現状と課題を明らかにし、町内の優れた取組も把握して共有することで、地域の課題解決の糸口とする。
- 実施期間 : 2025（令和7）年10月30日（木）～2025（令和7）年12月26日（金）
- 対 象 : 飯島町自治会（43自治会）（NTKセラミック団地除く。）
- 質問項目 : 後段参照
- 調査方法 : アンケート用紙を配付して調査
- 回答方法 : 直接持参(飯島町役場企画政策課企画係) 又は
いいちゃんポスト（この場合、必ず封をしてください。）

5 飯島町自治会アンケート（案）

Ⅰ 自治会・自治会長についてお聞きします。

自治会長のみ回答

Q Ⅰ. 自治会・自治会長（あなた自身）についてお聞きします。それぞれの質問について回答、該当する選択肢に○をして下さい。

質問項目

項目				
自治会名				
あなたの性別	男性	女性		
あなたの年齢	20代	30代	40代	50代
	60代	70代	80代	90代以上
あなたの主な仕事	会社員	自営業・会社経営	農林水産業	公務員
	臨時雇用、アルバイト等	無職	その他（ ）	
自治会在職年数	1年未満	2年未満	3年未満	5年未満
	7年未満	10年未満	10～15年未満	15年以上
自治会活動の従事日数は？	ほぼ毎日	週に4～5日	週に2～3日	週1日
	月に3～4日	月に1～2日	年に数回	
自治会長手当はありますか？	なし	3万円未満	3～10万円未満	10～20万円未満
	20～30万円未満	30～40万円未満	40万円以上	その他（ ）

VII 飯島町自治会アンケート（案）

2 自治会の基本情報

自治会長のみ回答

Q 2. あなたの自治会についてお聞きします。各項目について該当する選択肢に○をして下さい。

質問項目

項目 ※「年間の自治会費」の項目は記入				
自治会長の選出方法は？	選挙	互選・推薦	もちまわり（輪番）	指名
	抽選	その他（ ）		
自治会長の任期は？	1 年	2 年	3 年	4 年
	任期なし	その他（ ）		
年間の自治会費は？	自治会加入金	加入時（正会員）	円	
		未加入（準会員）	円	
	自治会費	加入時（正会員）	円	
		未加入（準会員）	円	
	積立金、全戸徴収する会費や募金など	加入時（正会員）	円	
		未加入（準会員）	円	
定例会の開催頻度	週に 1 回	月 2 ～ 3 回	月 1 回	2 か月に 1 回
	3 か月に 1 回	半年に 1 回	不定期	その他（ ）

VII 飯島町自治会アンケート（案）

Q 3. 自治会の三役の人数と性別を記入して下さい。

自治会長のみ回答

質問項目

役職	性別・人数	
副会長等	男性	名
	女性	名
会計等	男性	名
	女性	名

Q 4. あなた（自治会長）が自治会を運営するなかで、検討事項や困ったことが生じたとき、誰に相談しますか？
（あてはまるものすべてに○をして下さい。）

自治会長のみ回答

質問項目

項目		選択
(ア)	役員と相談する	
(イ)	自治会の会議で相談する	
(ウ)	役員以外の地域内の相談できる人に相談する	
(エ)	他の自治会の人に相談する	
(オ)	区会の人に相談する	
(カ)	役場の担当課に相談する	
(キ)	家族・親戚に相談する	
(ク)	他の人には相談しない	
(ケ)	判断で困ったことはない	
(コ)	その他（ ）	

VII 飯島町自治会アンケート（案）

3 自治会活動と今後の見込み

Q 5. 自治会では、現在どのような活動をしていますか？活動状況についてお答え下さい。（左側の欄にあてはまるものに○をして下さい。）
また、これら活動について、今後どのように考えますか？（あなたの考えに最も近いものを、右側の欄に一つだけ○をして下さい。）

項目							
		現在の活動状況			これからの活動		
		単 位 自 治 会 で 実 施 し て い る	一 他 の 自 治 会 等 と い る 一 緒 に 実 施 し て い る	地 域 で は 実 施 し て い な い	今 後、 力 を 入 れ たい	現 状 の ま ま で よ い	縮 小、 廃 止 し て い き たい
	（記入例）防災に関する活動	○	○			○	
ア	地域住民の交流を図るための活動						
イ	防災活動						
ウ	防犯活動						
エ	交通安全活動						
オ	清掃など住環境美化に関する活動						
カ	家庭ゴミ・資源ゴミ回収に関する活動						
キ	回覧板をはじめとする情報の共有活動						
ク	各家庭の葬儀への相互協力						
ケ	児童・生徒の健全育成						
コ	未就学児やその親を対象とした活動						
サ	高齢者福祉活動						
シ	行政への要望活動						
ス	生涯学習・文化活動						
セ	運動会などの体育振興活動						
ソ	地域主体のまちづくりに関する計画作成						

VII 飯島町自治会アンケート（案）

4 自治会の抱える課題

Q 6. 自治会運営で、課題となっていることはなんですか？（各項目で最もあてはまるものに一つだけ○をして下さい。）

質問項目

項目						
		そう 思う	ど ち ら か と い う と そ う 思 う	ど ち ら と も い え な い	ど ち ら か と い う と そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い
	（記入例）役員のなり手が不足している		○			
ア	役員のなり手が不足している					
イ	役員の高齢化					
ウ	特定の人の負担が大きい					
エ	活動の参加者が少ない、住民の関心が低い					
オ	活動内容がマンネリ化している					
カ	未加入世帯が多い、増加している					
キ	新旧住民や、世代間の交流不足					
ク	外国人世帯の加入促進、共同活動や情報共有などが難しい					
ケ	女性の参画が不足					
コ	若い世代の参画が不足している					
サ	役員の引継ぎがうまくいかない					
シ	地域内の組織の連携がうまくとれていない					
ス	他の地域との連携、相互理解に不足					
セ	情報共有、広報がうまくできていない					
ソ	活動拠点がなく・拠点はあがるが施設に不満					
タ	活動予算不足					
チ	自治会運営事務の負担が大きい					
ツ	その他課題になっていること、苦勞などあればお書き下さい	（				

VII 飯島町自治会アンケート（案）

5 行政との関係

Q 7. あなたの自治会が、行政や外部組織から必要だと思う支援について教えてください。
（各項目で最もあてはまるものに一つだけ○をして下さい。）

質問項目

項目						
		とても必要である	必要である	どちらともいえない	あまり必要でない	必要でない
	（記入例）組織運営（規約・法律・会計など）に関する助言や支援		○			
ア	新規転入者・未加入者への自治会活動の周知・啓発					
イ	住民への自治会活動の周知・啓発					
ウ	会報やチラシなど、紙媒体の情報提供に関する助言や支援					
エ	ホームページやSNSなどインターネットを利用した情報提供に関する助言や支援					
オ	組織運営（規約、法律、会計など）に関する助言や支援					
カ	活動計画策定、活動や組織の見直しに関する助言や支援					
キ	他団体との連携のきっかけ作り（NPO、学生、企業等）					
ク	外国人との共生や共同活動のための啓発や助言、資料作成などの支援					
ケ	活動助成金などの財政的支援					
コ	行政からの依頼事務の負担軽減					
サ	集会施設の改修など、会議、活動場所など「場」についての支援					
シ	自治会加入や活動参画促進に関する条例などの法的整備					
ス	その他、行政や外部組織から必要だと思う支援についてご記入下さい	（ ）				

Ⅶ 飯島町自治会アンケート（案）

6 活動の見直し・高齢化への対応

Q 8. あなたの自治会では、自治会活動の見直しのために考えられる、下記の活動を行っていますか？
（各項目で最もあてはまるものに一つだけ○をして下さい。）

		項目	実施した、 実施している	今後、 実施したいと思う	実施したいと思わない
活動の見直し		（記入例）役員数や任期の見直し、役職の変更など、組織の見直しを実施		○	
	ア	行事や活動の変更・適正化・スリム化など活動内容の見直しを実施			
	イ	役員数や任期の見直し、役職の変更など、組織の見直しを実施			
	ウ	役員とは別に、自治会の行事や活動を支える有志の組織を立ち上げている			
	エ	組や班、自治会の合併や再編を実施（検討を含む）			
	オ	近隣自治会と一緒に活動するなど、併せて実施			
	カ	事務局等を設置し、会長や役員が交代しても継続して運営できるようにしている			
	キ	会計や事務作業を、外部組織・専門家に依頼している			
	ク	専門家など第三者から、運営の改善等について助言を得ている			
	ケ	その他の活動の見直しや、あれば活動内容の補足をご記入下さい	（ ）		
高齢化に対する工夫	コ	高齢者世帯に対して、会費減免などを行っている			
	サ	高齢で役職ができない方に、役員免除など配慮をしている（組における調整も含む）			
	シ	高齢者のみの世帯については、環境整備（河川清掃（井ざらい）、除草作業、除雪作業）など、体力的に負担の大きい活動を免除している			
	ス	その他の高齢化に対する工夫や、あれば活動内容の補足をご記入下さい	（ ）		

VII 飯島町自治会アンケート（案）

7 加入促進について

Q 9. あなたの自治会では、自治会活動への加入促進のための、下記の活動を行っていますか？
（各項目で最もあてはまるものに一つだけ○をして下さい。）

質問項目

項目					
			現在、 実施している	今後、 実施したいと思う	実施したいと思わない
加入促進活動		（記入例）未加入世帯に訪問して、勧誘活動を実施	○		
	ア	未加入世帯に訪問をして、勧誘活動を実施			
	イ	加入促進の組織や体制を作り、取り組んでいる			
	ウ	賃貸集合住宅は、オーナーまたは管理会社の協力を得て加入促進をしている			
	エ	单身者用住宅世帯や学生に対しては、会費の減免や組長等の役の免除など配慮している			
	オ	加入促進のチラシやパンフレットを作成し配布している			
	カ	インターネットを活用し、未加入者も活動内容を確認できるようにしている			
	キ	夏祭りや防災訓練など大型行事に、未加入世帯も参加できるよう宣伝している			
	ク	ゴミ集積所や防災倉庫などに、自治会で管理していることを表記し、役割を伝えている			
	ケ	その他の加入促進活動や、あれば実施内容の補足をご記入下さい	（ ）		

VII 飯島町自治会アンケート（案）

8 担い手の確保について

Q10. あなたの自治会では、自治会の担い手確保のための、下記の活動を行っていますか？
（各項目で最もあてはまるものに一つだけ○をして下さい。）

質問項目

項目					
			現在、 実施している	今後、 実施したいと思う	実施したいと思わない
役員の担い手確保		（記入例）役員手当の額を上げるなど、待遇を改善している	○		
	ア	退職者など、役員を引き受けてくれそうな方の情報を収集し、積極的に声がけを行っている			
	イ	役割を分担するなど、ひとりにかかる負担の軽減を図っている			
	ウ	未経験者や働いている人でも安心して対応できるよう、手引書や引継書などを作成している			
	エ	女性にも役員を引き受けてくれるよう積極的に声掛け、就任依頼をしている			
	オ	主要な活動に、幅広い住民の参加を促し、運営の理解を促進している			
	カ	役員手当の額を上げるなど、待遇を改善している			
	キ	役員の業務の負担軽減を行い、仕事をしている若い世代でも引き受けられるように、改善している			
	ク	輪番制により、自動的に役員が決まる体制にしている			
	ケ	その他の役員担い手確保や、あれば活動内容の補足をご記入下さい	（ ）		

VII 飯島町自治会アンケート（案）

9 他団体との連携

Q11. 活動の推進にあたって、今後、新しく連携したい、連携を強くしたいと考えている団体はありますか？

（それぞれの活動について、あてはまる項目（団体）の欄、すべてに○をして下さい。特に考えていない場合は、右端の欄に○をして下さい。）

項目		今後、新しく連携したい、連携を強化したいと思う団体・組織									
		他の自治会	協会・協議会 （社協・防犯協会など）	学校関係組織 （PTAなど）	地区内のサークルや 同好会	ボランティア （福祉など）	NPOや 市民活動団体	民間企業・事業所	公共的な施設 （図書館など）	大学生や学生	特に考えていない
	（記入例）防災に関する活動	○		○				○			
ア	地域の親睦・交流を図るための活動										
イ	防災に関する活動										
ウ	防犯に関する活動										
エ	交通安全に関する活動										
オ	住環境美化に関する活動										
カ	ゴミ回収・資源ゴミに関する活動										
キ	児童・生徒の健全育成										
ク	未就学児やその親を対象とした活動										
ケ	高齢者福祉の増進										
コ	地域住民の声の行政への要望活動										
サ	生涯学習・文化活動										
シ	健康増進・運動会開催などの活動										
ス	地域主体でのまちづくり計画の作成										
セ	その他希望する連携や活動があればお書き下さい										

VII 飯島町自治会アンケート（案）

10 自治会活動への関心を高める、幅広い世代の参加の工夫

Q12. あなたの自治会では、自治会活動への関心を高めたり、幅広い世代の参加を促したりする取組を行っていますか？
（各項目で最もあてはまるものに一つだけ○をして下さい。）

		項目	現在、 実施している	今後、 実施したいと 思う	実施したいと 思わない
住民参加の工夫		（記入例）自治会活動を紹介する広報誌を作成配布している		○	
	ア	自治会活動を紹介する広報誌を作成配布している			
	イ	ホームページやSNSを活用し、情報を発信している			
	ウ	行事に子どもや若者用の企画を盛り込み、若い家族が参加しやすいきっかけを作っている			
	エ	行事やイベントの企画、運営を若い世代に任せている			
	オ	若い世代にパソコンや携帯を使った事務や広報を任せている			
	カ	PTAなどの他の子育て世代の組織と連携している			
	キ	その他住民参加の工夫や、あれば実施内容の補足をご記入下さい	（		）
情報発信の工夫	ク	回覧板で情報発信			
	ケ	設置掲示板で情報発信			
	コ	お知らせの個別配布・全戸配布			
	サ	自治会だより作成			
	シ	自治会独自の同報無線、有線放送など			
	ス	広報車の活用			
	セ	自治会のホームページやブログ			
	ソ	メールの一斉送信			
	タ	LINE, FacebookなどのSNSを活用			
	チ	その他情報発信の工夫や、あれば実施内容の補足をご記入下さい	（		）

VII 飯島町自治会アンケート（案）

Q13. あなたの自治会における、情報伝達や広報活動について、感じている課題は何ですか？
（あてはまるものすべてに○をして下さい。）

質問項目

項目		選択
(ア)	回覧が回るのが遅い	
(イ)	行政からの依頼の回覧物が多い	
(ウ)	他の組織からの回覧物が多い	
(エ)	わかりやすい広報物の作成が難しい	
(オ)	ホームページの作成等、インターネットを活用したいが、担う人がいない	
(カ)	会報や広報誌・チラシを作成したいが、作成を担う人がいない	
(キ)	広報活動に力を入れたいが、予算が無い	
(ク)	世代によって適する広報手段が異なっている	
(ケ)	未加入世帯の取り扱いに悩む	
(コ)	その他（ ）	

VII 飯島町自治会アンケート（案）

11 あなたの自治会の活動について

Q14. あなたの自治会が力を入れている取組や自慢できる取組などについて記入して下さい。（自由記入）

（例）夏祭りには各組が組の高齢者に声掛けをして、参加を促し会場へ連れてくる。

12 自由意見

Q15. 自治会運営について、ご意見がありましたら記入して下さい。（自由記入）

回答いただいたアンケートについては、集計・分析したのち、全自治会へ結果報告書を配布する予定です。